

入居申し込み方法

社会福祉法人桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム

入居判定要綱をよくお読みください

1. 提出書類

- ① 様式 1 「特別養護老人ホーム入居申込書」は、申込者（本人又は家族等）が記入して下さい。「桜井の里、桜井の里・絆、分水の里、はな広場・しまかみ」を同時に申し込みの希望をされる方は、すべてに“し”を付けて下さい。
申込理由は具体的に、入居の希望理由等を書いて下さい。
※介護度1と介護度2の方で申込みを希望される方は入居を申請するに当たっての具体的な要件へ該当することが必要となります。
※はな広場・しまかみは燕市に住所のある方がお申し込みいただけます。
- ② 様式 2 「入居判定評価基準調査書」は、現在担当しているケアマネージャーに記入してもらって下さい。施設入居中の方は入居施設に相談して下さい。
- ③ 様式 3 「情報提供に関する同意書」は、お申し込みされる施設の同意書を提出して下さい。
- ④ 申込直近3ヶ月分の在宅サービス利用票（実績）別表の写しを提出して下さい。
直近3ヶ月分の在宅サービス利用票（実績）別表の写しは、担当ケアマネージャーに依頼して下さい。（直近3ヶ月前に在宅サービスのない方、入院、入所されている方は不要です）
- ⑤ 介護保険被保険証の写しを提出下さい。

以上 ①～⑤の提出書類を全て揃えてご持参か郵送で申し込み下さい。記入内容を確認させて頂いてから受付を正式に受理させていただきます。（記入内容について確認の連絡をさせて頂く場合がありますのでご了承下さい）

記入内容について不明な点は遠慮なくご質問下さい。

〒959-0318

新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地 TEL 0256-94-3939

特別養護老人ホーム桜井の里 特別養護老人ホーム桜井の里・絆

社会福祉法人桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム入居判定要綱

1 目 的

この要綱は「社会福祉法人桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム入居指針」（以下「指針」という。）に基づき、社会福祉法人桜井の里福祉会が経営する特別養護老人ホーム桜井の里、桜井の里・絆、分水の里、地域密ユニット型介護福祉施設はな広場・しまかみ（以下「施設」という。）の入居事務を円滑に行うことを目的とする。

2 入居の申し込み

施設に入居を希望する者は、次の（１）から（５）に示す必要書類を希望する施設に提出するものとする。なお、受付施設で同時に両施設に申し込みができる。提出方法は、本人・代理人・（家族・担当ケアマネージャー）の持参または郵送によるものとする。

- （１） 特別養護老人ホーム入居申し込み書 （様式１）
- （２） 入居判定評価基準調査書 （様式２）
- （３） 直近３ヶ月の介護保険サービス利用票（実績）・別表（写し）
- （４） 介護保険被保険証 （写し）
- （５） 情報提供に関する同意書 （様式３）

※ 「入居判定評価基準調査書」は原則的に、担当ケアマネージャーが記入する。

不在時等は、状況に応じ関係者（病院 MSW・施設相談員等）の記入を認める。

3 申し込みの受付

施設に申し込み受付責任者を置く。申し込みは、当該施設の申し込み受付責任者が必要書類を確認のうえ、その全てを受領した時点で受け付けたものとする。

4 入居に関する基準

指針に基づき、入居に関する基準を別紙１「社会福祉法人桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム入居判定評価基準」（以下「入居判定評価基準」という。）のとおり定める。

5 入居判定会議の設置

施設は、指針に基づき入居判定会議を設置する。

6 入居判定会議の構成

入居判定会議の構成員は、施設長、副施設長、総括、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、介護福祉士、栄養士、機能訓練指導員、第三者委員とする。必要に応じて嘱託医の意見を聞くことができる。

7 第三者委員の報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除き無報酬とする。

8 入居判定会議の開催

入居判定会議は、施設長が召集するものとし、原則毎月1回以上開催する。
その他施設長が必要と認めた場合は、随時入居判定会議を開催できるものとする。

9 入居判定会議の役割

入居判定会議は、入居申し込み者の状況を入居判定評価基準に照らし合わせ入居の必要性の高さを点数化する。これをもとに入居の必要性の判定を行い（第一次判定）、85点以上の待機者を「A群」と定め入居待機者名簿を作成する。

実際に空きが出た場合は、一次判定の結果に基づくA群の入居待機者の中で施設の受け入れ状況等も勘案の上、最終的に入居者を決定する（第二次判定）。

10 状況の変更

入居待機者名簿に登録された者で、その後入居判定基準の項目に変更があった場合は、速やかに申し出てもらうものとする。また、年1回（毎年8月）入居待機者の現況を把握するため、入居申込者宛てに「入居判定評価基準調査書」を発送（当該年度の申込み者は対象に含まない）し、変更の判定を希望される方は担当ケアマネージャーに記入、提出してもらい入居待機者の状況把握に努める。

11 判定結果の通知

施設は、新規の申し込み者に対して入居判定会議後、待機名簿に登録した旨を通知する。また、個別の問い合わせについては各施設の申し込み受付責任者が対応する。

12 入居手続き

施設は、指針に基づいて入居の決定を受けた者に対し、入居手続きの説明を行い、当施設嘱託医へかかりつけ医から診療情報提供書頂く。（当施設の書式を使用して頂く）

13 契約

入居の決定を受けた者に対し、入居日に「特別養護老人ホーム 桜井の里、桜井の里・絆、分水の里、地域密着ユニット型介護福祉施設はな広場・しまかみ利用契約書」を作成し、入居契約を締結する。

14 入居申し込みの辞退

本人及び家族等から入居申し込み辞退の申し出があった場合は、入居申し込みを取り下げ、その場合入居待機名簿より削除する。再度申し込みがあった場合には新たに手続きを行って貰う。また、当法人いずれかの施設に入居決定した場合は、やむを得ない場合を除き、その他の申込を辞退して頂く。

15 その他

- （1）本要綱に定めのない事項については、別途「新潟県特別養護老人ホーム入所指針」が定める指針の例による。
- （2）その他必要に応じ、別に定める「入居申し込み・入居判定・入居手続きマニュアル」により対応する。

付 則	この要綱は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。
付 則	この要綱は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。
付 則	この要綱は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。
付 則	この要綱は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。
付 則	この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。